

見附市、一般社団法人見附市観光物産協会

オリジナルキャラクター「ミッケ」着ぐるみ貸出要領

1 目的

この要領は、見附市、一般社団法人見附市観光物産協会オリジナルキャラクター「ミッケ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の貸し出しについて、見附市、一般社団法人見附市観光物産協会（以下「市、協会」という）が必要な事項を定めるものである。

2 貸出対象者

見附市内の団体のほか、市、協会が適当と認める団体。個人への貸出は行わない。なお、着ぐるみを使用して営利目的の活動を行うことはできない。

3 貸出物品

「ミッケ」着ぐるみ

4 貸出方法

①借用を希望する者（以下「借用者」という）は、電話等で空き状況を確認のうえ、借用申請書（様式第1号）により申請するものとする。利用目的が以下に該当する場合は、着ぐるみを利用することはできない。

- ・法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- ・特定の政治、思想又は宗教の活動に使用すると認められるとき。
- ・市や協会の品位を傷つけると認められるとき。
- ・ミッケのイメージを損なう、又は損なうおそれがあると認められるとき。
- ・暴力団、暴力団員及びそれらと実質的関与があると認められるとき。
- ・風俗営業に使用すると認められるとき。
- ・その他、市長及び会長が使用を不適当と判断したとき。

②市、協会は、前項による申請が適当と認められるときは、借用者に対して借用許可書（様式第2号）を発行し、着ぐるみを貸し出すものとする。

③借用者は、着ぐるみを直接受け取り、直接返却することを原則とする。やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合、かかる費用は借用者の負担とする。

④貸し出しに伴う着ぐるみの搬出、搬入作業は、原則として借用者が行うものとする。

5 貸出期間

原則として7日以内とし、使用後は速やかに返却する。

6 貸出料金

無料とする。ただし、別紙「ミッケ着ぐるみ取扱要領」に定める必要物品は借用者の負担で用意する。

7 損害賠償

- ①貸出物品を破損又は汚損した場合は、借用者の責任と負担により、その修繕等にかかる費用を負担しなければならない。
- ②前項の規定に関わらず、市、協会が貸出物品の修繕またはクリーニングを求めたときは、借用者はこれに従わなければならない。

8 使用上の遵守事項

- ①借用者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- ②借用者は、別紙に定める「着ぐるみミッケ取扱要領」、「着ぐるみミッケ着用方法」に従って、取り扱いを行わなければならない。

9 その他

この要領に定めのない事項については、借用者と市、協会が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年9月5日から施行する。

この要領は、令和3年8月25日から施行する。

「ミッケ」着ぐるみ借用申請書

平成 年 月 日

(あて先) 見 附 市 長

(あて先) (一社) 見附市観光物産協会長

申請者 (住 所)

(団 体 名)

(代表者名)

(TEL)

下記のとおり、「ミッケ」着ぐるみの借用を申請します。

使用目的	イベント名	
	使用内容	
	開催場所	
	開催日	平成 年 月 日
借用希望期間 (原則として7日以内)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
借用予定日時	平成 年 月 日 時頃	
返却予定日時	平成 年 月 日 時頃	
備 考		

- 1) 申請前に必ず貸出状況をご確認ください。
- 2) 借用希望日の2週間前には借用申請書をご提出ください。
- 3) イベント内容がわかる資料などがあれば添付してください。
- 4) この様式は、FAXで提出いただいてもかまいません。

着ぐるみミッケ使用許可書	
平成 年 月 日	
上記の借用申請について許可します。	
見 附 市 長 (公印省略)	(一社) 見附市観光物産協会長 (公印省略)

【貸出組織記入欄】

貸出日	貸出確認者	返却日	汚損の有無	返却確認者	
年 月 日		年 月 日	有 ・ 無		
決 裁	見附市			(一社) 見附市観光物産協会	
	課長	係長	担当	合 議	事務局長
					次長